

空き家再生住宅新築支援補助金のご案内

～ マイホームをお考えの方へ ～



補助金の概要

大仙市内の空き家バンクに登録されている空き家を解体し、その跡地に住宅を新築または不動産会社により建売となったものを取得する方に対して、費用の一部を支援します。


最大100万円
を補助

住宅の建築工事費の20分の1※
(上限100万円)を支援します。


「空き家バンク」
登録物件が対象

市の空き家バンクに登録されて
いる建物の解体が条件です。


5年以上の
居住が条件

取得した住宅に、5年以上継続し
て住む意思がある方が対象です。

補助対象者

・大仙市にお住まいの方

・大仙市に転入予定の方（実績報告時までに転入してください）

市民のみなさん
が利用でき
ます

手続きの流れ

え
空
新
家
を
取
得
・
建
替
する
場合

事業の認定申請



空き家バンク物件を取得
する前に当該空き家を補
助金事業の対象に認定す
る申請を行ってください。

事業の実施



認定通知を取得した後、
空き家物件を取得し、取り
壊し・同一敷地内への新築
を行ってください。

交付申請兼実績報告



新築住宅が完成後、登記
を行い必要書類と共に「交
付申請兼実績報告書」を提
出してください。

認定から3年以内が条件です

交付決定・お支払い



「補助金額の確定通知」が
発行されますので、その通
知をもって「補助金請求書」
をお送りください。指定口
座に補助金が振込まれます。

認
定
を
受
け
て
販
売
さ
れ
た
土
地
・
建
売
物
件
を
取
得
する
場合

物件の購入交渉



不動産事業者より本事業
のために認定された物件
を購入する段取りを協議し
てください。

認定事項の継承



契約前に、認定空き家の
取扱いを購入者が継承す
る手続きが行われます。
新築用土地物件を購入し
た場合は、手続き後に建築
工事に着手してください。

交付申請兼実績報告



登記を行い必要書類と共
に「交付申請兼実績報告
書」を提出してください。

**不動産事業者による認定申請
から3年以内が条件です**

交付決定・お支払い



「補助金額の確定通知」が
発行されますので、その通
知をもって「補助金請求書」
をお送りください。指定口
座に補助金が振込まれます。

※住宅の建築工事費については門、塀、外溝その他の附帯工事、土地取得に要する費用、及び諸経費（事務手数料等）、消費税を除きます。

※1つの空き家跡地に複数の建売住宅が建築された物件を購入する場合、補助金の上限額は新築棟数に応じて変わります。詳しくは不動産事業者にご確認ください。

基本条件



- ✓ 大仙市に住民票があること(実績報告時までに転入見込である場合を含む)
- ✓ 市税等に滞納がない
- ✓ 暴力団関係者ではない
- ✓ 空き家の所有者本人ではない

物件



- ✓ 「空き家バンク」登録物件が解体されること
- ✓ 他の権利者が居る場合全員(共有物件、抵当権等)から同意を得ていること
- ✓ 併用住宅の場合、延べ面積の半分以上が「居住用」であること
- ✓ 三親等以内の親族が過去に所有した履歴のある物件ではないこと

その他



- ✓ 新築住宅取得後、5年以上継続して居住する意思があること
- ✓ 空き家等の取得前に認定申請を行うこと
- ✓ 他の特定補助金(結婚新生活支援・秋田県移住就業支援事業)と重複していないこと
- ✓ 今の持ち家からの住み替えにより、元の家が「新たな空き家」にならないこと

申請書類

・補助金事業認定申請時

- ・補助金空き家等認定申請書
 - ・事業計画書・見積書
 - ・位置図
 - ・取り壊し前の外観写真
 - ・住民票の写し(申請時に大仙市民でない場合)
- ※空き家バンク登録物件であることを確認してください。
※ 空き家等の取得前に申請してください。



・実績報告(事業完了)時

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
 - ・新築住宅・取得した土地の登記事項証明書
 - ・ // 住宅を取得した際の領収書の写し
 - ・契約書および建築費明細書
 - ・世帯全員の住民票
 - ・建築中・建築後の写真
- ※新築後あるいは建売住宅取得後、速やかに登記を行い、申請してください



・補助金請求時

- ・補助金請求書
- ※口座指定含む
- ※ 補助額の確定通知を受領後14日以内(または年度末日のうち早く到達する日)までに請求してください



空き家解体補助金を適用できる場合があります

- 基本的な要件
 - ・建築から40年以上経過している空き家であること
 - ・個人が解体するものであること
 - ・敷地内の立木や塀などがすべて撤去されること
 - 補助対象
 - ・贈与や売買(相続以外)で空き家を取得した人
- ※ 解体補助金制度について、詳しくは右のQRコードから市ホームページをご確認いただくか、総務部総合防災課までお問い合わせください。

※大仙市空き家等解体補助金制度についてはこちらから



大仙市では、市民と共に
空き家対策を考えています



大仙市役所企画部 移住定住促進課 0187-63-1111(226)



〒014-8601
秋田県大仙市大曲花園町1番1号
電話 0187-63-1111
akiya@city.daisen.lg.jp